

令和8年度長浜市農業集落排水処理施設水質分析業務 仕様書

第1（基本事項）

1. 目的

この業務は、長浜市が所管する農業集落排水処理施設の水質分析の採水業務及び水質検査業務を委託するものである。

2. 適用範囲

本仕様書は、滋賀県長浜市（以下「発注者」という。）が委託する「長浜市農業集落排水処理施設水質分析業務」に関し、受託者（以下「受注者」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

3. 業務の委託期間

契約締結日の翌日より令和9年3月31日までとする。

第2（一般事項）

1. 法令等の遵守

受注者は、業務の遂行に当たり関係する法令について、これを遵守する。

2. 機密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

3. 検査対象施設

別掲1対象箇所一覧のとおりとする。

4. 再委託の禁止

原則として、水質検査を受託した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。

5. 手続き等

受注者は、業務の遂行上必要な手続等は、受注者の負担で行う。

6. 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議する。

第3（検査項目）

1. 定期水質分析

（1）検査項目及び検査頻度

処理場放流水及び流入原水の検査項目と検査頻度については別掲2分析項目一覧のとおりとする。

（2）検査日程

検査日程については、発注者・受注者協議して決定する。

（3）採水及び試料の運搬

ア. 採水を実施するに当たり、処理施設に立ち入る場合には、発注者の担当職員と鍵の受け渡し及び日程等の調整を行う。

イ. 採水容器については、検査項目に適した採水容器を用い、受注者の責任において洗浄を十分に行い使用すること。

ウ. 採水業務に際して、転落・酸欠等の事故に十分注意するとともに安全対策を講じること。

エ. 試料の運搬については破損防止措置等を講じ、迅速に分析機関に搬入すること。

2. 臨時の水質分析

（1）検査項目及び検査頻度

検査項目及び検査頻度については発注者・受注者協議して決定する。

（2）検査日程

定期水質分析と同様とする。

（3）採水及び試料の運搬

定期水質分析と同様とする。

第4（検査方法）

1. 水質分析等

（1）検査方法

検査方法については、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年9月30日環境省告示64号）により行う。なお表記の無いものについては、別掲2分析項目一覧中の検査方法に従って行う。

（2）速報値の報告

- ア. 処理場放流水及び流入原水の水質分析結果については、採水月の当月末日までに一時報告を行う。
- イ. 流入原水を除く全ての項目について排水基準を超過した場合、又は前回調査時よりも著しく変化した場合は、直ちに発注者に連絡する。

（3）再検査

発注者は、水質分析結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、発注者・受注者協議し決定する。

（4）器具類

水質分析に使用する器具類は、検査に影響を与えないように十分に洗浄したうえで使用する。

（5）報告書の作成

- ア. 報告書は計量証明書により行うものとし、分析結果、排水基準値、検査方法を記載し別途処理場ごとに検査データを入力し、採水月の翌月10日までに提出すること。また採水現場写真についてはデータにて提出する。
- イ. 分析結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、分析条件、検量線（相関係数も含む）、クロマトグラム並びに濃度計算書等を必要に応じて提出する。
- ウ. 排出基準を超過した場合、又は過去データと比較し著しい変化があるとみなされる場合にその理由の推測及び排水処理方法の効果について推測し記載する。

2. 分析結果の信頼性確保

受注者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、発注者の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

（1）検査体制の整備

水質分析結果は、検査責任者等によりチェックを行い、記録する。

（2）作業記録

- ア. 受注者は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。
- イ. 受注者は、日々実施した業務を作業日報として記録する。

（3）機器の整備

受注者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に正常な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅延なく受け、記録する。

（4）内部精度管理及び外部精度管理の実施

受注者は、内部精度管理項目として相応しい分析項目について、年1回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、発注者に報告する。また国、県、その他団体等の実施する精度管理についても参加することとし結果を速やかに、発注者に報告する。

（5）検査試料の保存及び廃棄

分析試料の保存期間は、その期間の短縮について発注者の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間（土曜日、日曜日、祝祭日を含む。）とし、廃棄日を記録する。保存期間終了後の分析試料は、関係法令を遵守して受注者が廃棄する。

（6）分析結果算出過程に作成した資料の保存等

分析結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について発注者の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

（7）受注者への立入検査

上記（1）～（6）の事項及び設備状況等について確認するため、発注者（発注者から委託を受けた専門家を含む）は、随時に受注者への立入検査を実施できるものとする。

3. その他

(1) 資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。受注者は資料が外部に漏洩しないように管理し、作業完了後速やかに発注者に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業完了後速やかに処分すること。

(2) 打合せ

契約締結後、直ちに下記担当部署と打ち合わせを行うこと。

4. 担当部署

滋賀県長浜市八幡東町 632

長浜市 下水道事業部 下水道施設課 維持係

TEL 0749-65-1601 FAX 0749-65-1602

| 別掲1 対象箇所一覧 | | | | | |
|------------|-----|-------------------|-----------------------|--------|-----------|
| 通番 | 地区 | 対象施設名称 | 所在地 | 所管課 | 備考 |
| 1 | 長浜 | 鳥羽上地区農業集落排水処理施設 | 長浜市鳥羽上町618 | 下水道施設課 | ※①凝集剤：無 |
| 2 | 長浜 | 西黒田南地区農業集落排水処理施設 | 長浜市小一条町字鯨田522-2 | 下水道施設課 | ※①凝集剤：無 |
| 3 | 湖北 | 尾上地区農業集落排水処理施設 | 長浜市湖北町尾上（河川区域） | 下水道施設課 | ※③凝集剤：PAC |
| 4 | 湖北 | 津里・石川地区農業集落排水処理施設 | 長浜市湖北町津里1226-3 | 下水道施設課 | ※③凝集剤：PAC |
| 5 | 湖北 | 小谷南地区農業集落排水処理施設 | 長浜市湖北町伊部805-5 | 下水道施設課 | ※①凝集剤：無 |
| 6 | 湖北 | 上下山田地区農業集落排水処理施設 | 長浜市下山田792 | 下水道施設課 | ※①凝集剤：無 |
| 7 | 高月 | 馬上地区農業集落排水処理施設 | 長浜市高月町馬上2371 | 下水道施設課 | ※①凝集剤：無 |
| 8 | 木之本 | 杉野地区農業集落排水処理施設 | 長浜市木之本町杉本1644-1 | 下水道施設課 | ※②凝集剤：ポリ鉄 |
| 9 | 余呉 | 川並地区農業集落排水処理施設 | 長浜市余呉町川並2562-2 | 下水道施設課 | ※③凝集剤：PAC |
| 10 | 余呉 | 下余呉地区農業集落排水処理施設 | 長浜市余呉町下余呉2421-1 | 下水道施設課 | ※③凝集剤：PAC |
| 11 | 余呉 | 中之郷地区農業集落排水処理施設 | 長浜市余呉町中之郷1107 | 下水道施設課 | ※②凝集剤：ポリ鉄 |
| 12 | 余呉 | 東野地区農業集落排水処理施設 | 長浜市余呉町東野390-3 | 下水道施設課 | ※①凝集剤：無 |
| 13 | 余呉 | 片岡南部地区農業集落排水処理施設 | 長浜市余呉町東野688-2 | 下水道施設課 | ※①凝集剤：無 |
| 14 | 余呉 | 丹生地区農業集落排水処理施設 | 長浜市余呉町下丹生1562-3 | 下水道施設課 | ※②凝集剤：ポリ鉄 |
| 15 | 余呉 | 坂口地区農業集落排水処理施設 | 長浜市余呉町坂口1396 | 下水道施設課 | ※③凝集剤：PAC |
| 16 | 余呉 | 小谷柳ヶ瀬地区農業集落排水処理施設 | 長浜市余呉町小谷946 | 下水道施設課 | ※③凝集剤：PAC |
| 17 | 余呉 | 椿坂地区農業集落排水処理施設 | 長浜市余呉町椿坂35-3 | 下水道施設課 | ※③凝集剤：PAC |
| 18 | 余呉 | 中河内地区農業集落排水処理施設 | 長浜市余呉町中河内7-1 | 下水道施設課 | ※③凝集剤：PAC |
| 19 | 余呉 | 菅並地区農業集落排水処理施設 | 長浜市余呉町菅並875 | 下水道施設課 | ※③凝集剤：PAC |
| 20 | 西浅井 | 八田部地区農業集落排水処理施設 | 長浜市西浅井町八田部1666、1667-2 | 下水道施設課 | ※①凝集剤：無 |
| 21 | 西浅井 | 黒山地区農業集落排水処理施設 | 長浜市西浅井町黒山825-2 | 下水道施設課 | ※①凝集剤：無 |
| 22 | 西浅井 | 山門・中地区農業集落排水処理施設 | 長浜市西浅井町中963-2 | 下水道施設課 | ※①凝集剤：無 |
| 23 | 西浅井 | 塩津浜地区農業集落排水処理施設 | 長浜市西浅井町塩津浜1777-2 | 下水道施設課 | ※②凝集剤：ポリ鉄 |
| 24 | 西浅井 | 庄地区農業集落排水処理施設 | 長浜市西浅井町庄1607-2、1608-2 | 下水道施設課 | ※①凝集剤：無 |
| 25 | 西浅井 | 岩熊地区農業集落排水処理施設 | 長浜市西浅井町岩熊1933-2 | 下水道施設課 | ※①凝集剤：無 |
| 26 | 西浅井 | 山田・小山地区農業集落排水処理施設 | 長浜市西浅井町山田960-2、961-2 | 下水道施設課 | ※①凝集剤：無 |
| 27 | 西浅井 | 塩津北地区農業集落排水処理施設 | 長浜市西浅井町集福寺1592 | 下水道施設課 | ※①凝集剤：無 |
| 28 | 西浅井 | 塩津中部地区農業集落排水処理施設 | 長浜市西浅井町塩津中1308、1309 | 下水道施設課 | ※②凝集剤：ポリ鉄 |
| 29 | 西浅井 | 大浦地区農業集落排水処理施設 | 長浜市西浅井町大浦2317 | 下水道施設課 | ※②凝集剤：ポリ鉄 |
| 30 | 西浅井 | 月出地区農業集落排水処理施設 | 長浜市西浅井町月出335 | 下水道施設課 | ※②凝集剤：ポリ鉄 |
| 31 | 西浅井 | 菅浦地区農業集落排水処理施設 | 長浜市西浅井町菅浦517-1 | 下水道施設課 | ※②凝集剤：ポリ鉄 |
| 32 | 西浅井 | 余地区農業集落排水処理施設 | 長浜市西浅井町余1403-2 | 下水道施設課 | ※①凝集剤：無 |

別掲2 分析項目一覧

| No. | 水質検査項目 | 検査回数 | | | | 検査方法 |
|-----|-----------------|------|-----------|-----------|-----------|--------------------------------------|
| | | 流入原水 | ※① 放流水 | ※② 放流水 | ※③ 放流水 | |
| 1 | 水素イオン濃度 | 年4回 | 月1回 | 月1回 | 月1回 | 日本産業規格 K0102-1 12 に定める方法 |
| 2 | 生物化学的酸素要求量(BOD) | 年4回 | 月1回 | 月1回 | 月1回 | 日本産業規格 K0102-1 18 に定める方法 |
| 3 | 化学的酸素要求量(COD) | 年4回 | 月1回 | 月1回 | 月1回 | 日本産業規格 K0102-1 17 に定める方法 |
| 4 | 浮遊物質(SS) | 年4回 | 月1回 | 月1回 | 月1回 | 昭和46年環境庁告示59号付表8に掲げる方法 |
| 5 | 窒素含有量(全窒素) | 年4回 | 月1回 | 月1回 | 月1回 | 日本産業規格 K0102-2 17.2、17.3又は17.5に定める方法 |
| 6 | リン含有量(全リン) | 年4回 | 月1回 | 月1回 | 月1回 | 日本産業規格 K0102-2 18.4に定める方法 |
| 7 | 大腸菌数 | | 月1回 | 月1回 | 月1回 | 昭和37年厚生省・建設省令第1号に定める方法 |
| 8 | 残留塩素 | | 月1回 | 月1回 | 月1回 | 日本産業規格 K0102-1 23 に定める方法 |
| 9 | 溶解性鉄含有量 | | | 月1回 | | 日本産業規格 K0102-3 16.3、16.4又は16.5に定める方法 |
| 10 | アルミニウム及びその化合物 | | | | 月1回 | 日本産業規格 K0102-3 17.2、17.3又は17.4に定める方法 |
| 11 | 外観 | 年4回 | 月1回 | 月1回 | 月1回 | 日本産業規格 K01020-1 7 に定める方法 |
| 12 | 水温 | 年4回 | 月1回 | 月1回 | 月1回 | 日本産業規格 K0102-1 6.3 に定める方法 |

※鳥羽上地区は、令和9年2月分まで(流入原水4回、放流水11回)とする。

※西黒田南地区は令和8年5月分まで(流入原水1回、放流水2回)とする。

※小谷南地区は令和8年12月分まで(流入原水3回、放流水9回)とする。

※津里石川地区は令和9年2月分まで(流入原水4回、放流水11回)とする。